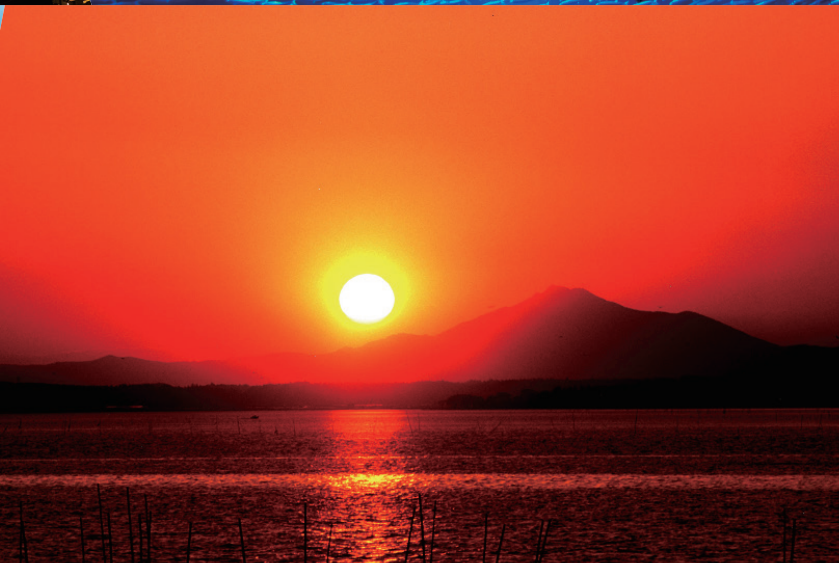


企業版ふるさと納税で 大洗町の未来づくりを応援してください!!



大洗町

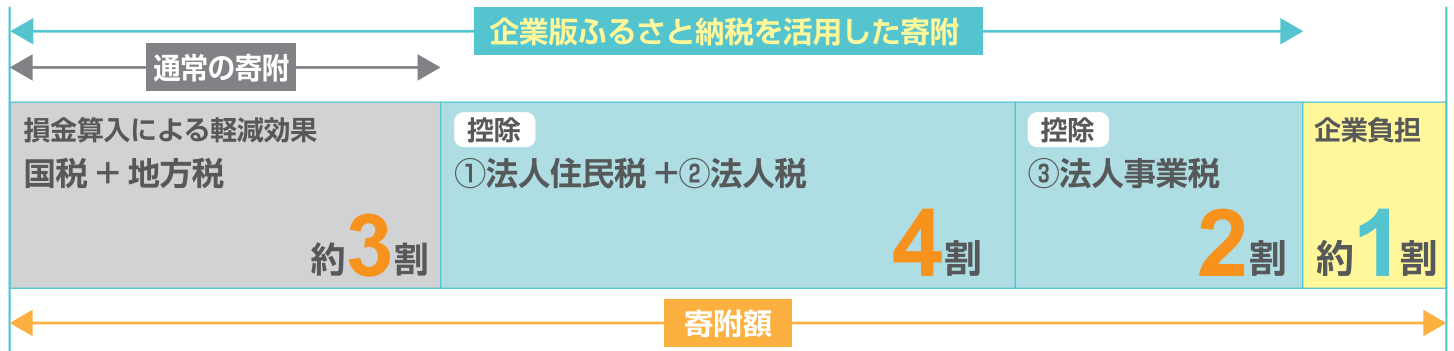
～幸せ無限大・不幸ゼロのまち～

地方創生応援税制

企業版ふるさと納税とは？

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な負担は約1割に！



税目ごとの 特例措置

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 - ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 - ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)
- ※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

例えば 100万円を寄附すると、最大約90万円の法人関係税が軽減され、実質的な負担は約10万円となります。

「SDGsやESGに寄与」「大洗町とのパートナーシップ構築」
「大洗町HPや広報誌などで企業PR」



■ 制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり **10万円以上**の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として**経済的な利益**を受け取ることは**禁止**されています。
例: ×寄附の見返りとして補助金を受け取る。 ×有利な利率で貸付をしてもらう。
- **本社**(地方税法における「主たる事務所又は事業所」)が**大洗町**に所在する場合、本制度の**対象となりません**。

■ 寄附の流れ

- ① 寄附のお申し出
大洗町を応援いただける企業様は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- ② 寄附
大洗町 寄附方法(口座振込または納付書)についてご案内いたします。
企業様 寄附の払い込みをお願いいたします。
- ③ 税額控除の手続
大洗町 寄附のご入金を確認後、受領証を発行いたします。
企業様 受領証を使用し、税務署での税額控除の手続をお願いいたします。

お問い合わせ先

茨城県 大洗町 まちづくり推進課
TEL : 029-267-5109 (課直通)
Email : machidukuri2@town.oarai.lg.jp

寄附の手続や制度の概要など、
詳しくは大洗町 HP をご覧ください。

🔍 大洗町 企業版ふるさと納税 🔍 検索

